

目 次

令和7年12月2日（火曜日）

議事日程（第1号）

開議（午前9時30分）

招集告示	1
議会運営委員会委員長報告	1
開会、開議	4
諸般の報告	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
閉会中の継続調査及び継続審査結果報告	5
(総務建設常任委員会)	5
(教育民生常任委員会)	7
(決算特別委員会)	11
委員長報告に対する質疑	15
(総務建設常任委員会)	15
(教育民生常任委員会)	15
(決算特別委員会)	16
討論、採決（継続審査 議案第8号）	16
議案の上程、提案理由の説明	18
(議案第1号～同意第1号)	
提案理由に対する質疑（議案第1号～同意第1号）	28
委員会付託（議案第1号～議案第15号）	28
討論、採決（同意第1号）	29
散会（午前11時15分）	29

令和7年12月土庄町議会定例会会議録

土庄町告示第108号

令和7年12月土庄町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和7年11月25日

土庄町長 岡野能之

1、期日 令和7年12月2日（火）

2、場所 土庄町役場 議場

令和7年12月2日（火曜日）午前9時30分 各議員着席

○議長（濱野良一君）

おはようございます。

本日は、ご多忙のところ、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

開会に先立ちまして、町長から本定例会招集のご挨拶がございます。

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

おはようございます。

本日、令和7年12月土庄町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、たいへんお忙しい中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

本日提案の議案につきましては、条例関係が7件、補正予算関係が5件、契約関係が2件、過疎地域持続的発展計画についてが1件、人事案件が1件の合計16件でございます。

よろしくご審議の上、全議案ご議決賜りますようお願い申し上げまして、招集のご挨拶といたします。

議会運営委員会委員長報告

○議長（濱野良一君）

去る11月25日、議会運営委員会を開催いたしまして、本定例会の運営等に

について、ご協議をお願いいたしました。

その結果について、委員長からご報告をお願いいたします。

議会運営委員長 川本貴也君。

○議会運営委員長（川本貴也君）

おはようございます。

議会運営委員会からご報告申し上げます。

本委員会は、去る 11 月 25 日に委員会室におきまして、12 月議会定例会の会期、日程等を審議いたしました。

まず、会期でございますが、本日 12 月 2 日から 9 日までの 8 日間を予定しております。

次に会議の進め方でございますが、本日は、冒頭に、閉会中における継続調査結果及び継続審査結果を各常任委員長、決算特別委員長から報告していただき、その後、報告に対する質疑を行います。

次に、令和 6 年度決算認定について、討論、採決を行います。

次に、執行部より、議案第 1 号から同意第 1 号までの提案理由の説明を受け、質疑を行います。

次に、議案第 1 号から議案第 15 号までを各常任委員会に付託します。

続いて、同意第 1 号の採決を行います。

本会議終了後、各常任委員会に分かれて付託議案の審査をお願いいたします。

3 日から 8 日までは休会とし、9 日は、はじめに付託議案の審査結果を各常任委員長より報告し、質疑を行います。

続いて一般質問を行います。

一般質問は、通告期限であります 11 月 20 日正午までに提出されたものについて、提出順に質問をしていただくことにしております。

次に、議案第 1 号から議案第 15 号までの討論、採決を行います。

最後に、議員の派遣と閉会中の継続調査申し出について、採決をお願いしたいと考えております。

スムーズな運営にご協力いただき、12 月議会定例会を終了する予定にしておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上、議会運営委員会からの報告といたします。

○議長（濱野良一君）

ただ今、議会運営委員長から報告がありましたとおり、本定例会は、本日から 12 月 9 日までの 8 日間を予定しております。

運営等につきましては、スムーズに審議ができますよう、ご協力のほどよろしくお願ひ申し上げます。

令和7年12月2日（火曜日）午前9時30分開議

1、出席議員

1番（岡本真澄君）	2番（石井亨君）	3番（森英樹君）
4番（小川務君）	5番（井藤茂信君）	6番（大野一行君）
7番（鈴木美香君）	8番（福本達雄君）	9番（福本耕太君）
10番（川本貴也君）	11番（宮原隆昌君）	12番（濱野良一君）

2、欠席議員なし

3、欠員なし

地方自治法第121条による出席者

町長（岡野能之）	教育長（港育広）
副町長（山本浩司）	企画財政課長（中村友幸）
総務課長（濱口浩司）	税務課長（三枝恵吾）
健康福祉課長（渡辺志保）	住民環境課長（島原正喜）
建設課長（赤谷淳）	農林水産課長（塩見康夫）
商工観光課長（蓮池幹生）	会計課長（鎌田亜由美）
教育総務課長（堀康晴）	生涯学習課長（岡本高志）
企画財政課課長補佐（須浪博文）	総務課課長補佐（山本法司）

議会事務局職員

議会事務局長（須浪美香）　書記（道下学）

議事日程 第1号

別紙のとおり

令和7年12月土庄町議会定例会議事日程（第1号）

令和7年12月2日（火曜日）午前9時30分 開議

- 第1 会議録署名議員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 閉会中の継続調査及び継続審査結果報告（総務建設常任委員会、教育民生常任委員会、決算特別委員会）
- 第4 継続審査 議案第8号 令和6年度土庄町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算並びに公営企業会計決算の認定について
- 第5 議案第1号 土庄町行政組織条例の一部を改正する条例
- 第6 議案第2号 土庄町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第7 議案第3号 土庄町手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 第8 議案第4号 土庄町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第9 議案第5号 土庄町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第6号 土庄町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第7号 土庄町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 第12 議案第8号 令和7年度土庄町一般会計補正予算（第3号）
- 第13 議案第9号 令和7年度土庄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第14 議案第10号 令和7年度土庄町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第15 議案第11号 令和7年度土庄町福祉サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 第16 議案第12号 令和7年度土庄町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 第17 議案第13号 工事請負契約の締結について
- 第18 議案第14号 工事請負契約の変更について
- 第19 議案第15号 土庄町過疎地域持続的発展計画について（別冊）
- 第20 同意第1号 土庄町大鐸財産区管理会財産区管理委員の選任について

開会、開議

○議長（濱野良一君）

ただ今の出席議員は、12名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和7年12月土庄町議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配布いたしましたとおりであります。

諸般の報告

○議長（濱野良一君）

日程に入る前に、諸般の報告をいたします。

監査委員より検査の報告を受けております。

例月出納検査の結果報告について3件配布しております。朗読は省略いたしますが、後ほどご確認いただきたいと思います。

諸般の報告は以上です。

会議録署名議員の指名

○議長（濱野良一君）

これより、本日の日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、土庄町議会会議規則第125条の規定により、議長において、8番 福本達雄君、9番 福本耕太君を指名いたします。

会期の決定

○議長（濱野良一君）

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。お諮りいたします。

本定例会の会期は、12月2日から12月9日までの8日間にいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から 12 月 9 日までの 8 日間と決しました。

閉会中の継続調査及び継続審査結果報告

○議長（濱野良一君）

日程第 3、閉会中の継続調査及び継続審査結果報告を議題といたします。

本件に関し、各委員長の報告を求めます。

総務建設常任委員長 小川務君。

○総務建設常任委員長（小川務君）

おはようございます。

令和 7 年 11 月 17 日に開催しました、閉会中の総務建設常任委員会についてご報告いたします。

まず、総務課から 3 点の説明がありました。

1 点目、定額減税補足給付金（不足額給付）支給事業について、昨年度の調整給付で不足分が生じた対象者等に支給するもので、公金受取口座を利用したプッシュ型と申請方式を併用し、対象者の 97.7% にあたる 1628 名へ総額 4695 万円を支給したとの説明がありました。

委員から、未申請者が生じた理由について質問があり、執行部から広報・ホームページ等で周知し、未申請者に対し個別勧奨通知など行ったものの、申請忘れとみられるケース等があり、未申請者は 39 名であったとの説明がありました。

2 点目、スマホ土庄町役場について、土庄町公式 LINE を活用し、情報発信、ごみ収集日等の通知・検索、公共施設のオンライン予約、学校・こども園の欠席連絡機能を段階的に導入していくとの説明がありました。

委員から、登録方法について質問があり、執行部から登録は LINE 上で各機能ごとに利用者が行い、従来どおりの申請方法や電話連絡なども併用とするとの回答がありました。また、スマホに不慣れな住民への支援について質問があり、今後、窓口案内やスマホ教室などの開催も検討していくとの説明がありました。

3 点目、総合ハザードマップ作成について、A1 版両面刷りで、啓発情報と津波・洪水等のハザードマップを掲載する構成で進めており、令和 8 年 2 月に原稿を確定し、4 月広報と併せて全戸配布予定との説明がありました。

委員から、液状化地域の掲載について質問があり、執行部から情報が増えすぎることを避けるため、本マップには掲載せず、県作成の液状化マップや別途作成する教育・外国人向け資料で周知していく方針であるとの回答がありました。

次に企画財政課から 3 点の説明がありました。

1 点目、過疎地域持続的発展計画について、令和 3 年度に策定した現行計画が令和 8 年 3 月末で満了となるため、令和 8 年度から令和 12 年度を計画期間とする新計画に更新するとの説明がありました。

本計画は、移住・定住促進、産業振興、生活環境整備など人口減少や少子高齢化といった過疎地域の課題を解決することを目的とするもので、地方債の発行や税制優遇といった財政的に有利な支援を受けられる。府内協議・県協議は終了しており、12 月議会議決後、主務大臣に提出予定とのことです。

委員から、計画変更が議決事項となる条件について質問があり、執行部から計画に記載のない追加事業と分野別事業費 20% 以上の増減が同時に生じた場合に議決が必要となるとの説明がありました。

2 点目、中期財政計画について、令和 8 年度から令和 12 年度の一般会計を対象とした財政収支見通しが示され、人口減少に伴い地方税・交付税等の収入は減少、一方で人件費・物件費・維持補修費・公債費は高水準で推移する見込みで、財政調整基金は令和 12 年度には 10 億円程度まで減少、経常収支比率は令和 11・12 年度に 100% を超える見通しで、厳しい財政状況が予測されるとの説明でした。

委員から、財政調整基金が今後大幅に減少する見通しへの執行部の受け止め方について質問があり、執行部から事業の優先順位付けや財政負担の平準化により、可能な限り基金 20 億円の維持を目指すとの回答がありました。

3 点目、地域おこし協力隊（島の公共交通活性化推進活動）の採用について、小豆島オリーブバスの乗務員不足に対応し、協力隊を 1 名採用し同社に出向させ、運転業務に加えて利用促進・情報発信等の公共交通活性化に取り組むとの説明がありました。

すでに小豆島町で 1 名採用しており、今回の採用により 2 名体制となる。募集は今月下旬、採用は翌年 4 月を予定しているとの説明がありました。

委員から、「協力隊が民間企業の慢性的な人手不足補填の役割に固定されないよう、任期満了後の位置付けや将来のドライバー確保策も含めて制度設計すべき」との意見があり、執行部から公共交通の将来像も踏まえて運用し、継続依存とならないよう取り組むとの回答がありました。

次に建設課から 2 点の説明がありました。

1 点目、沖之島離島架橋事業について、沖之島側・小江側の取り付け道路工事が進行しており、基礎工の完成済み区間に上部コンクリートを施工していくとの説明がありました。

第 12 工区及び第 13 工区を施工中であり、第 16 工区は入札済みである。来年度に計画の上部コンクリート工事を新年度当初から実施できるよう、12 月議会

に債務負担行為を提案し、今年度中に次期工事を前倒し発注する予定である。令和 8 年度中、事業完成目的（後ほど、訂正あり）であるとの説明がありました。

委員より「事業完成が令和 8 年度から延期となるのか」と質問があり、執行部から令和 8 年度中の完成目標に変更はなく、現時点では予定どおりであると回答がありました。

2 点目、行者原住宅建替事業について、老朽化した改良住宅 24 戸のうち、建て替え 13 戸、改修 1 戸、解体 20 戸、集会所新築を含む全体計画を進めている。今年度は、既存住宅の解体と B 棟の新築工事に着手し、解体は完了、B 棟は屋根仕上げ・内部断熱材施工まで進んでおり、令和 8 年 2 月中旬完成を目指している。

令和 8 年度には赤穂屋墓地南側 4 棟の解体と造成工事を予定しており、年度内完了が厳しい見込みのため、債務負担行為を設定し、今年度中に次期工事の入札を行い、新年度当初の着工を図る予定である。令和 9 年度からは C 棟新築工事に着手すると説明がありました。

次に農林水産課から 2 点の説明がありました。

1 点目、農業インターンシップについて、11 月 9 日から 16 日にかけて農業インターンシップを実施し、インターン生を受け入れ、オリエンテーションや島内視察を行ったのち、11 日から 15 日に受入農家 5 戸に分かれて農作業を行ったとの説明がありました。

2 点目、台風 15 号農地災害復旧事業について、台風 15 号による大雨で見目地区の農地において石積崩壊が発生し、県への災害発生報告後、管理者と協議のうえ災害復旧事業を申請したとの説明がありました。

被災場所は北浦公民館から南へ約 200 メートルの農地で、復旧延長は 4.5 メートル、工法は練積ブロックによる復旧で、災害査定の結果、申請額どおり承認されたとの説明がありました。

以上で総務建設常任委員会の報告を終わります。

○総務建設常任委員長（小川務君）

すみません、1 点訂正させてください。建設課からの沖之島離島架橋事業の部分で、「令和 8 年度中事業完成目標であるとの説明がありました」が、正しい文となります。事業完成目標となります。すみませんでした。お詫びいたします。

○議長（濱野良一君）

教育民生常任委員長 福本達雄君。

○教育民生常任委員長（福本達雄君）

おはようございます。

令和 7 年 11 月 17 日に開催しました、閉会中の教育民生常任委員会についてご報告いたします。

まず、教育総務課から 2 点の説明がありました。

1 点目、大鐸こども園建設事業進捗状況について、本年度が最終年度となり、旧園舎解体工事に着手をし、9 月末に工事を完了しており、現在は、園庭整備工事を順次進めている。

既存のフェンスや遊具を再利用する予定だったが、一部再利用が困難な箇所は新設とした。また、グラウンドの整地工事については、地元自治会からの要望により、雨水が排水できるように変更設計をしたため、工事費が大幅に変更になることから、次年度に実施することとした。

工期については、1 月末までの工期とし、金額も変更増が見込まれると説明がありました。

委員から、「樹木の伐採後の植樹予定はないのか」との質問に、執行部から植樹をする予定は現在ない、ある程度樹木を残しているので日陰等は確保できていると考えていると答弁がありました。

2 点目、乳児等通園支援事業について、乳児等通園支援事業は、全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため創設された新たな通園制度で、対象者は保育所やこども園に通っていない 6 カ月から満 3 歳未満の子どもで、月 10 時間の枠内、時間単位で利用可能な制度であるとの説明がありました。

この制度は、令和 8 年度から法定化されることになっており、事業所の認可や申請者への認定手続き等によって定める条例や規則を制定する必要があると説明がありました。

委員から、対象人数や受け入れ側の負担について質問があり、執行部から約 30 名弱が対象となり、受け入れ側は空き枠を使って定員を超えることなく受け入れができるため、比較的負担なく実施できると考えている。現在、土庄保育園で実施を考えていると答弁がありました。

次に、生涯学習課から施設予約システムの試験運用について、本町におけるデジタル化の取り組みの一環として、公共施設の予約をオンライン化する予約システムの試験運用をする。窓口での書面予約に加え、LINE を活用したオンライン予約を導入することで、24 時間いつでもどこでも施設の空き状況を確認して予約することが可能となる。

今回の試験運用の対象施設は、渕崎第二グラウンドで、期間は令和 8 年 1 月 5 日から 3 カ月程度を予定。LINE アプリを活用した予約システムにより運用を行い、運用上の課題を洗い出して改善点を明確化する。

今後の予定としては、試験運用を終えた後、運用方法やシステムの改善を行い、地区のグラウンドなどの多目的グラウンド全体への拡大し、順次、他の施設へと広げ、最終的には全ての施設で予約システムの導入を行う予定としている。

委員からは、電子申請の苦手な方への予約システムの配慮、決済について質問があり、執行部から従来の紙方式での申請方法も併用する。また、キャッシュレス機能については、総務課と協議しながら検討していくと答弁がありました。

健康福祉課からは 3 点の説明がありました。

1 点目、地域おたすけ送迎支援事業の見直しについて、3 月の事業開始から、利用者が少ない状況が続いているため、事業内容の見直しを図ることとした。

まず、バス乗降時の送迎場所については、現行の送迎区間は、自宅から大部公民館バス停前までとしていたが、自宅から利用者の最寄りのバス停、もしくは大部公民館バス停へ送迎する。

次に、利用目的の拡大のため、これまででは、オリーブバス利用のみとしていたが、大部診療所への送迎、郵便局 ATM への移動、地区内行事への参加する場合の利用も可能とする。

また、住民への周知をより強化をしていくと説明がありました。

委員から、送迎時間の確認、登録者の状況について質問があり、執行部から帰りの場合も、あらかじめ予約することによって利用が可能である。登録者の状況については、現時点では必要なくても、将来的に使う可能性がある方は、登録していただいていると答弁がありました。

委員から、「試行錯誤しながら、できるだけ利用者が増える努力をしていただきたい」との意見がありました。

2 点目、国民健康保険葬祭費の見直しについて、現在、本町では、国保の葬祭費として 5 万円を支給しているが、この支給額を令和 8 年 4 月 1 日から、3 万円へ変更することを検討している。

県内保険料水準の統一に向けて、各種給付等の基準を統一する必要があるため、県内市町の葬祭費支給額を令和 6 年 4 月 1 日から 3 万円に統一することが、県及び県内市町の協議で決定している。

被保険者に対する影響が大きいと判断する市町については、令和 8 年度末まで各市町で設定することを可能とする経過措置も来年度で最終年度を迎えることとなり、他市町でも見直しを検討しており、本町においても来年度から 3 万円に変更したいと考えている。

10 月の国保運営協議会でも説明させていただいているが、支給額の変更など、保険給付の内容の変更に関しては、諮問事項となっているので、次回の運営協

議会に諮問し、国民健康保険条例の改正案を 3 月議会に提出する予定としていると説明がありました。

3 点目、子ども・子育て支援金制度について、子ども・子育て支援金制度とは、全世代や企業から支援金を拠出し、子育て世帯に対する給付の拡充を通じて、子どもや子育て世帯を社会全体で応援する制度である。

支援金の開始時期については、令和 8 年 4 月からで、支援金は、国保、健康保険、後期高齢者医療といったそれぞれの保険者が医療保険の保険料と併せて徴収し、それを納付金として国へ納める。

国から支援金の計算に必要な納付金額等の情報がまだ示されておらず、現時点では、本町がどれくらいの納付金を納める必要があるのか、どれくらいの保険料率になるのかは不明である。今後、情報が届き次第、すみやかに試算し、検討していくとの説明がありました。

委員から、「今後、わかり次第、詳細に報告をいただきたい」との意見がありました。

住民環境課からは 2 点説明がありました。

1 点目、軽自動車税申告用住所確認書の無料交付廃止について、軽自動車を購入する際に、使用者の住所を証明する書類が必要とされており、無料で交付される「住所確認書」が利用されてきたが、令和 7 年度に実施される地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化により、住所確認書の発行が困難となる。

また、受益者負担の観点や他市町の状況、また同様の証明書が有料で交付されている普通自動車の登録手続きとの整合性を考え、住所確認書の交付を廃止する予定である。

県内では既に高松市が令和 4 年に、坂出市が令和 7 年 3 月に廃止しており、残る 6 市 9 町においても、令和 7 年度中に廃止する見込みである。

本町も令和 8 年 2 月 24 日より住所確認書は廃止し、有料で交付される住民票の写し等を取得していただくようになると説明がありました。

2 点目、ペロブスカイト太陽電池付シェルターの寄贈について、積水化学工業株式会社より、大阪・関西万博会場に設置されていたペロブスカイト太陽電池付のシェルター全長約 25 メートル、配電盤および蓄電池 4 基を本町に寄贈いただることになった。

ペロブスカイト太陽電池部分については、現在販売がされていないため、積水化学工業株式会社との貸与契約を結び、使用後の最終的な処分は同社の責任で行う。

シェルターの設置場所について、現在 4 カ所を候補地とあげており、利便性、工事の影響、発電効率などを総合的に検討し、最適な設置場所を選定する予定である。

委員から、「シェルターは分割して複数の場所に設置できるか」と質問があり、執行部からは、分割して設置は可能であるが、配電盤、蓄電池が 1 セットしかないため 1 カ所の設置で考えている。また、廃棄処分について質問があり、太陽電池は積水化学工業株式会社、配電盤と蓄電池は土庄町の責任で処分すると答弁がありました。

以上で教育民生常任委員会の報告を終わります。

○議長（濱野良一君）

決算特別委員長 大野一行君。

○決算特別委員長（大野一行君）

おはようございます。

9 月定例会で本委員会に付託されました、令和 6 年度土庄町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算並びに公営企業会計決算の認定について、閉会中に審査した結果を報告いたします。

本委員会は、10 月 2 日から 7 日まで開催し、初日には、長門監査委員より令和 6 年度決算審査の意見をいただきました。

それでは概要から申し上げます。令和 6 年度決算の一般会計と特別会計を合わせた総収入総額は 153 億 5159 万 8641 円で、前年度比 6.1% の増、歳出総額は 146 億 7705 万 4069 円で、前年度比 9.0% の増です。

一般会計の歳入は 109 億 6695 万 4009 円で、前年度比 9.7% の増、歳出は 104 億 9506 万 5083 円で、前年度比 13.1% の増です。形式収支は、4 億 7188 万 8926 円の黒字となりましたが、前年度から累積する繰越金や財政調整基金繰入金などの黒字要素及び赤字要素を除いた差引額、実質単年度収支は、4 億 3172 万円の赤字となりました。

続きまして、各課からの一般会計の歳入歳出決算の状況について、主なものを説明いたします。

総務課所管の令和 6 年度決算額は、12 億 7078 万 3814 円で、前年度と比較して 7555 万 7242 円、6.3% 増となっています。増額の主な要因は、地方公共団体情報システムの標準化・共通化にかかる委託料、自治体情報セキュリティ強化対策にかかるサーバー等のリース料の増、及び定額減税補足給付金事業費の増などによるものです。

企画財政課所管の令和 6 年度歳出決算額は、22 億 5760 万 6507 円で、前年度と比較して、2 億 9472 万 5634 円、15.0% の増となっています。増額の主な要因は、企画費及び財政調整基金費の増によるものです。

税務課所管の令和 6 年度歳出決算額は、1 億 1971 万 2727 円で、昨年並みとなっています。

一般会計における町税の収入決算額は、14 億 3574 万 6807 円で、前年度に比べ約 5390 万円の減となっています。減の主な要因は、令和 6 年度に実施された定額減税の影響によるものです。

会計課所管の令和 6 年度歳出決算額は、1712 万 996 円で、前年度と比較して、330 万 1286 円、23.9% の増となっています。増額の主な要因は、金融機関への手数料の増加及び振込手数料抑制のための財務会計システムの改修費によるものです。

議会事務局所管の令和 6 年度決算額は、8010 万 7587 円で、前年度と比較して、169 万 2343 円、2.2% の増となっています。増額の主な要因は、前年度は議員改選があったため、議員報酬、手当が一部減算されていたことによるものです。

建設課所管の令和 6 年度歳出決算額は、10 億 6629 万 5641 円で、前年度と比較して、7317 万 9582 円、7.4% の増となっています。増額の主な要因は、行者原住宅建替事業が令和 6 年度から第 1 期工事に着手したことによるものです。

農林水産課所管の令和 6 年度歳出決算額は、2 億 8203 万 7376 円で、前年度と比較して、2394 万 2014 円、7.8% の減となっています。減額の主な要因は、単県水産振興対策事業及び活性化緊急支援事業の終了によるものです。

商工観光課所管の令和 6 年度歳出決算額は、3 億 6306 万 8959 円で、前年度と比較して、6078 万 2390 円、20.1% の増となっています。増額の主な要因は、エンジェルロード公園の駐車場整備費、瀬戸内国際芸術祭事業費及びオーバーツーリズム対策費などの増によるものです。

教育総務課所管の令和 6 年度歳出決算額は、11 億 6649 万 6256 円で、前年度と比較して、2 億 2743 万 4174 円、24.2% の増となっています。増額の主な要因は、大鐸こども園建設費の増によるものです。

生涯学習課所管の令和 6 年度歳出決算額は、4 億 5049 万 7089 円（後ほど訂正あり）で、前年度と比較して、2 億 3516 万 7479 円、75.8% の増となっています。増額の主な要因は、渕崎第二グラウンド整備事業及び土庄第二体育館トイレ建設事業などの増によるものです。

健康福祉課所管の令和 6 年度歳出決算額は、21 億 4973 万 9829 円で、前年度と比較して、6936 万 1452 円、3.1% の減となっています。減額の主な要因は、価格高騰や子育て世帯に対する給付金の終了などの減によるものです。

住民環境課所管の令和 6 年度歳出決算額は、11 億 7659 万 8302 円で、前年度と比較して、3 億 3730 万 7090 円、40.2% の増となっています。増額の主な要因は、御影浄苑整備事業費の増及び香川県広域水道企業団への出資金の増によるものです。

続いて、特別会計の主なものについて、説明いたします。

国民健康保険事業の歳出決算額は、16億9922万257円で、被保険者数の減少による保険給付費の減などにより、前年度と比較して1億2016万2701円、6.6%の減となっています。

港湾整備事業の歳出決算額は、2668万5651円で、ターミナルビル改修工事及び黒字化に伴う基金積立金の皆増により、前年度と比較して1171万7235円、78.3%の増となっています。

宅地造成事業の歳出決算額は、1375万2555円で、前年度と比較して4万8816円、0.4%の増となっています。

大鐸財産区事業の歳出決算額は、108万195円で、前年度と比較して26万8502円、33.1%の増となっています。

介護保険事業の歳出決算額は、20億4588万5529円で、保険給付費の増などにより、前年度と比較して7017万3187円、3.6%の増となっています。

福祉サービス事業の歳出決算額は、9759万5301円で、居宅介護支援事業費の増などにより、前年度と比較して1989万9481円、25.6%の増となっています。

後期高齢者医療事業の歳出決算額は、2億9776万9498円で、保険料収入の増に伴う広域連合分賦金の増により、前年度と比較して2000万7676円、7.2%の増となっています。

最後に農業集落排水事業になります。令和6年度より、地方公営企業会計の適用を受けており、収益的収入及び支出の総額は、ともに1402万9035円となっており、また、資本的収入および支出の総額は、ともに345万7762円となっています。

以上、各課からの説明を受け、質疑を経て、認定の賛否を問いました。

当委員会としては、慎重に審査した結果、マイナンバー関連事業の支出にかかる総務課所管の決算及び住民環境課の決算について、また、さくら公園委託料の支出にかかる教育総務課の決算について、反対意見がありましたが、全ての決算を認定すべきものと決したことをここにご報告いたします。

次に審査の過程で各委員から出された質疑・意見などを所管課ごとに報告します。

まず、総務課から。委員から、デジタルデバイド対策の成果についての質問があり、初心者向けのスマート教室を開催し、参加者は47名であった。「わかりやすかった」「他の人にも勧めたい」といった好意的な意見をいただいたとの回答がありました。

次に、企画財政課です。委員から、「移住した方がどのくらい出していくのか、出していく理由等も調べて、活かさないと定住率が上がらないのではないか」との質問に、移住者の数は、転入、転出する際に任意のアンケートで把握してい

る。転出理由は、島で就職した後の転職先の選択肢がないという回答が多いとの回答がありました。

次に、税務課です。委員から、「国保税だけ収納率が悪い理由は」との質問があり、要因の一つとして、年金から特別徴収される国保加入者が後期高齢者医療制度へ移行しており、収納率が少し落ちていると考えられるとの回答がありました。

次に、会計課です。委員から、「コンサル委託のうち、その他とは何か」との質問に、土木・測量業務委託以外の計画策定等を指し、6年度では、指名競争入札5件のうち、2件が「その他」委託であるとの回答がありました。

次に、議会事務局です。委員から、「議員年金は、今何名の方が受給されているのか」との質問があり、退職年金が7名、遺族年金が12名との回答がありました。

次に、建設課です。委員から、「ターミナルビルの今後の方向として、改修せず、そのまま運営していくのか」との質問に、平成4年に建築して30年以上が経過し雨漏りをしており、大規模な改修が必要と考えているとの回答がありました。

次に、農林水産課です。委員から、「松枯れは、早期発見で伐採し、被害をなるべく防ぐよう行っていただきたい」との意見に、パトロール等を実施し、被害が発生していれば速やかに除伐等の対応をしていきたいとの回答がありました。

次に、商工観光課です。委員から、「どてかぼちゃ大会の参加者が40名と少ない理由は」との質問に、北海道から鹿児島の方まで登録はもっと多いが、現地まで持つてこないと測れないというルール、暑さの影響などで腐ったりなどが要因と思われる。時期も含め、もっと来てもらえるよう検討したいとの回答がありました。

次に、教育総務課です。委員から、「学校の先生が足りないのは全国的な傾向だが、当町の小・中学校でも先生が4月時点から足りていないのか」との質問があり、土庄町においては、定数を配置していただいたが、土庄小学校では、その後、産・育休の2名の代替が配置されていないとの回答がありました。

次に、生涯学習課です。委員から、「尾崎放哉記念館の来館者は、年間1000人ぐらいなので、土日だけ開けるなどのコスト削減を考えていただきたい」との意見に、以前から出ている記念館の無人化については、貴重なものを展示しており、セキュリティ等の問題もあるため、現時点では無人化は考えていないとの回答がありました。

次に健康福祉課です。委員から、新しい事業のうみまちサポートを利用された方の感想についての質問があり、小豆島中央病院と連携病院との連携がスム

ーズで、利用された方から安心感があると好評をいただいている。退院後の支援や産後ケア指導などへの接続も、うまくいっていると聞いている、との回答がありました。

次に、住民環境課です。委員から、「改良住宅使用料の滞納繰越分が毎年増加している。過去3年間の滞納額は」との質問に、令和4年度が225万2100円、令和5年度が233万6700円、令和6年度が251万3900円との回答がありました。

以上で、当委員会に付託されました決算認定の審査結果の報告を終わります。

○決算特別委員長（大野一行君）

申し訳ありません。少し訂正させていただきます。

生涯学習課所管の令和6年度歳出決算額を「4億4549万7089円」と申しましたが、「5億4549万7089円」が正しい数字となりますので、訂正いたします。
申し訳ありませんでした。

○議長（濱野良一君）

これをもって、各委員長の報告を終わります。

委員長報告に対する質疑

○議長（濱野良一君）

これより、総務建設常任委員長の報告について質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

ないようでございますので、総務建設常任委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

○議長（濱野良一君）

教育民生常任委員長の報告について質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

ないようでございますので、教育民生常任委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

○議長（濱野良一君）

決算特別委員長の報告について質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

ないようでございますので、決算特別委員長の報告についての質疑は、これ
をもって終了いたします。

討論、採決（継続審査 議案第8号）

○議長（濱野良一君）

日程第4、継続審査 議案第8号 令和6年度土庄町一般会計及び特別会計の歳
入歳出決算並びに公営企業会計決算の認定について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

9番 福本耕太君。

○9番（福本耕太君）

2024年の決算について反対討論を行います。

予算全体としましては、おおむね必要な事業に必要な予算措置が行われている
と考えます。その上で改善改正すべき点も複数ございますので、個別に具体的
的な指摘を行い反対をしたいと思います。

1つ目は、同和事業について、同和事業の速やかな終結を求める観点から、部
落解放同盟の団体補助金及び特定地区住民への個別補助、個別給付に反対をい
たします。住民生活に必要な給付や施策は住民だれもが受けられる、適用にな
る一般施策へと速やかに移行するべきです。

また、人権同和教育は、科学的、客観的事実に基づく教育へと、正常化を行
っていくべきだと考えます。

2つ目に、会計年度任用職員への4月遡及について、2024年度は行われてい
ません。年度職員への4月遡及は、そのための交付金も交付を促す通達も国か
ら来ています。実質賃金低下に伴う賃金の適正化は当然行われるべきであり、
執行されていない決算は承認できません。

3つ目は、マイナンバーの予算及びさくら公園の盛り土計画実施にあたる委託
料について、反対をいたします。

4つ目は、国保会計、特別会計についてですけれども、国民健康保険制度は、
国民皆保険制度の最後の砦であるにもかかわらず、他の公的医療保険の保険料

保険税と比較しても、突出して税負担が重くなっています。

全国自治会、市町村長会、医師会からも、国保税の負担は重過ぎるとの指摘があり、国庫支出の増額により、住民負担軽減を求める声が上がっています。

実年間所得の10%を超える税負担が国保世帯に重くのしかかっています。

さらに、子どもの多い世帯ほど負担が重くなる、均等割がいまだに存在しています。均等割は、名実ともに人頭税であり、現在の税制としては、見過ごすわけにはいきません。

私は均等割の負担を取り除くよう最低限、そして早急にやらなければならぬと重ねて訴えてきましたが、町はいまだに町として均等割の負担を放置したままになっています。速やかな均等割負担の廃止を求める立場から、国保会計の決算に反対をいたします。

以上4点について、課題を残す予算執行であったことを指摘し、反対討論を終わります。

○議長（濱野良一君）

賛成討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

2番 石井亨君。

○2番（石井亨君）

私、今回副委員長として、この決算特別委員会に立ち会わせていただきました。

今、福本議員から複数点についてご指摘をいただいていますが、国政の中ですね、方針が決められる。それって例えば、われわれ地方の人間にとつてはですね、必ずしも歓迎されるものばかりとは限りませんので、そういうふうに思つておりますが、今回この議案そのものは、昨年度の予算の執行が適正であるかどうか、あるいは補正も途中でかけていますけど、これらのものが適正に執行されたかどうかということを、審査するものでありますと、ご指摘の点つていうことにつきましては、内容的にも共感すべき部分もあるかなというふうに思つてはいるんですけども、一方でですね、それであれば補正あるいは、当初予算の組み替え提案という形で、議論をするべきであったのではないか、少なくとも、今回の委員会の審査の中ではですね、不適切な援用だとか、違法性というのを確認されない、適正なものとして認定すべきという結論を出しております。

そういう意味では私は認定すべきものではないかというふうに考えております。これをもちまして、賛成の討論を終わります。以上です。

○議長（濱野良一君）

ほかに討論はありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(濱野良一君)

7番 鈴木美香君。

○7番(鈴木美香君)

私、反対の立場で討論させていただきます。

2024年度決算の一部、2点について反対いたします。

おおむねは、賛成適正に使われているのではないかと賛成しますが、従来から反対しておりますマイナンバー関連に関しては、問題がいまだに収束しておらず、情報が漏えいしたり、いろいろな問題がありますので反対します。

もう1つは、さくら公園につき、やはり工事の必要性に疑問が残り、工事費に反対します。そして、国の施策によるということですけれども、やはり町としての立場を鮮明にするべく、あえて反対いたします。以上です。

○議長(濱野良一君)

ほかに討論はありませんか。

(発言者なし)

○議長(濱野良一君)

ほかにないようでございますので、これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案については反対がありますので、起立によって採決いたします。本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり、認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(濱野良一君)

起立多数であります。

よって、令和6年度土庄町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算並びに公営企業会計決算については認定することに決定しました。

議案の上程、提案理由の説明(議案第1号～同意第1号)

○議長(濱野良一君)

日程第5、議案第1号 土庄町行政組織条例の一部を改正する条例の件から、日程第20、同意第1号 土庄町大鐸財産区管理会財産区管理委員の選任についてまでを一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長 濱口浩司君。

○総務課長（濱口浩司君）

それでは、本定例会に提案いたしました議案につきまして、お手元に配布しております議案書に基づきまして、説明をさせていただきます。

議案書の 1 ページをご覧ください。

議案第 1 号 土庄町行政組織条例の一部を改正する条例でございます。

公団の閲覧及び管理の廃止に伴い、本条例の一部を改正しようとするもので

す。

議案書の 2 ページから 15 ページをご覧ください。

議案第 2 号 土庄町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

令和 7 年人事院勧告による公務員の給与改定に伴い、本条例の一部を改正し

ようとするものです。

議案書の 16 ページをご覧ください。

議案第 3 号 土庄町手数料徴収条例の一部を改正する条例でございます。

税務証明手数料を改め、住民の利便性向上及び証明事務の負担軽減を図るた

め、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案書の 17 ページをご覧ください。

議案第 4 号 土庄町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定

める条例の一部を改正する条例でございます。

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令

の整備等に関する内閣府令の施行に伴い、本条例の一部を改正しようとするも

のです。

議案書の 18 ページ、19 ページをご覧ください。

議案第 5 号 土庄町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございます。

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令

の整備等に関する内閣府令の施行に伴い、本条例の一部を改正しようとするも

のです。

議案書の 20 ページ、21 ページをご覧ください。

議案第 6 号 土庄町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございます。

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令

の整備等に関する内閣府令及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の

一部を改正する内閣府令の施行に伴い、本条例の一部を改正しようとするも

のです。

議案書の 22 ページから 31 ページをご覧ください。

議案第7号 土庄町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例でございます。

児童福祉法の改正に伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、本条例を制定しようとするものです。

○議長（濱野良一君）

企画財政課長 中村友幸君。

○企画財政課長（中村友幸君）

それでは、引き続き議案書の33ページをお開きください。

議案第8号 令和7年度土庄町一般会計補正予算（第3号）でございます。

第1条、歳入歳出予算の補正ですが、歳入の特定財源につきましては、歳出の際にご説明いたします。

歳出といたしまして、52ページ・53ページをお願いいたします。

1款1項1目の議会費から78ページ・79ページの10款4項1目の社会教育総務費までの各職員給与費について、特別職及び一般職員にかかる人件費が、合計3505万8千円増額となっております。補正理由としましては主に3点ございます。

1つ目は、4月以降の人事異動を反映させたことによるもの。2つ目は、人事院勧告の内容を反映させたことによるもの。3つ目は、時間外手当の不足によるものとなっております。

引き続き、52ページ・53ページですが、下段の2款1項6目 企画費の移住定住促進事業は、予算の組み替えです。島ぐらし体験の家の運営にかかる経費と地域おこし協力隊にかかる経費について、実績見込みなどに応じて、節の組み替えを行います。

同じく6目 豊島地区シャトルバス運行事業120万1千円です。燃料費と車両修繕費の増加による不足見込額を計上しております。全額使用料を充当しています。

54ページ・55ページをお願いいたします。

同じく6目 域学連携交流事業は、予算の組み替えです。地域おこし協力隊及び地域プロジェクトマネージャーにかかる経費について、活動予定などに応じて、節の組み替えを行います。

2款1項10目 豊島交流センター費の豊島交流センター維持管理費72万6千円です。人事院勧告による会計年度任用職員の差額支給分に加え、実績見込みにより不足する施設の維持管理にかかる経費を計上しております。

次に、一番下段の2款2項2目 賦課徴収費の賦課徴収事務費67万円です。システムの標準化への移行が来年3月から始まることに伴う関連経費を計上しております。

次に 56 ページ・57 ページをお願いいたします。

同じく 2 目 滞納整理推進事業は、74 万 3 千円の減額となっております。こちらは、システムの標準化への移行に伴い、関連経費が減額となっております。

2 款 3 項 1 目 戸籍住民基本台帳費の中段でございます。戸籍住民基本台帳事務費 7 万 1 千円です。システムの標準化への移行に伴う経費を計上しております。

同じく 1 目 個人番号カード交付事業 13 万 4 千円です。会計年度任用職員の転居に伴う通勤費不足分を計上しております。国庫補助金 6 万 7 千円を充当しております。

58 ページ・59 ページをお願いいたします。

2 款 4 項 1 目 選挙管理委員会費の選挙管理委員会運営費 28 万 2 千円です。システムの標準化への移行に伴う経費を計上しております。

次に、3 款 1 項 1 目 社会福祉総務費の中段になります。社会福祉事務費は、予算の組み替えとなっております。システムの標準化への移行に伴い、節の組み替えを行います。

同じく 1 目 避難行動要支援者台帳登録事業 107 万 3 千円です。避難行動要支援者管理システムを、標準化された各システムとのデータ連携に対応できるよう改修するための経費を計上しております。

次に、3 款 1 項 2 目 高齢者福祉費の福祉バス運行事業 1 万 8 千円です。人事院勧告による会計年度任用職員の差額支給分を計上しております。

同じく 2 目 介護保険事業 85 万 7 千円です。介護保険事業特別会計への繰出金です。

次に、3 款 1 項 3 目 障害者福祉費の障害福祉事務費 2 万 6 千円です。システムの標準化への移行に伴う経費を計上しております。

60 ページ・61 ページをお願いいたします。

同じく 3 目 障害者自立支援給付事業 1538 万 8 千円です。受給者の増加等に伴う手数料と扶助費を計上しております。国庫負担金 766 万 8 千円、県負担金 383 万 4 千円を充当しています。

同じく 3 目 心身障害者等医療費支給事業 7 千円です。システムの標準化への移行に伴う経費を計上しています。

次に、3 款 1 項 4 目 国民年金費の下段になります。国民年金事務費 4 万円です。システムの標準化への移行に伴う経費を計上しております。

次に、一つ飛びまして、3 款 1 項 6 目 隣保館運営費の隣保館運営事業 31 万 4 千円です。会計年度任用職員の転居及び新規職員採用に伴う通勤費を計上しております。

次に、3 款 1 項 7 目 国民健康保険費の下段になります。国民健康保険事業 111

万3千円です。国民健康保険事業特別会計への繰出金です。

3款1項8目 後期高齢者医療費の後期高齢者医療事業 76万2千円です。こちらは、後期高齢者医療事業特別会計への繰出金となっております。

62ページ・63ページをお願いいたします。

3款2項1目 児童福祉総務費の障害児通所支援事業 1224万2千円です。利用者の増加等に伴う手数料と扶助費を計上しております。国庫負担金 611万8千円、県負担金 305万9千円を充当しております。

同じく1目 子ども医療費支給事業 7千円です。システムの標準化への移行に伴う経費を計上しております。

同じく1目 要保護児童等対策支援事務費 178万2千円です。児童家庭相談管理システムを、標準化されたシステムとのデータ連携に対応できるよう改修するための経費を計上しております。国庫補助金 59万6千円、県補助金 59万6千円を充当しております。

3款2項2目 児童措置費の児童手当支給事業 417万1千円です。システムの標準化への移行に伴う経費、それから実績見込みによる児童手当の不足分に加えまして、令和6年度に実施した事業の精算に伴う国庫負担金及び補助金の返還金を計上しております。国庫負担金 227万4千円、県負担金 69万5千円を充当しております。

次に、3款2項3目 母子福祉費のひとり親家庭等医療費支給事業 7千円です。システムの標準化への移行に伴う経費を計上しております。

3款2項4目 保育所費の私立認定こども園運営事業 217万5千円です。人事院勧告の影響などにより、施設型給付費の単価が増加したため、不足する負担金を計上しております。国庫負担金 108万8千円、県負担金 54万4千円を充当しております。

64ページ・65ページをお願いいたします。

3款2項5目 子育て支援センター費の子育て支援センター運営事業 9千円です。人事院勧告によります会計年度任用職員の差額支給分を計上しております。国庫補助金 3千円、県補助金 3千円を充当しております。

3款2項7目 児童館運営費の児童館運営事業 4万9千円です。こちらも人事院勧告による会計年度任用職員の差額支給分を計上しております。

同じく7目 児童館維持管理費 15万6千円です。実績見込みにより不足する光熱水費を計上しております。

次に、3款2項9目 こども園費の2段目になります。公立認定こども園運営事業 1万1千円です。システムの標準化への移行に伴う経費を計上しております。

同じく9目 公立認定こども園維持管理費 154万2千円です。実績見込みによ

り不足する電気料と修繕費を計上しております。

同じく 9 目 大鐸こども園建設事業 63 万 2 千円です。工事内容の変更に伴う経費を計上しております。町債 70 万円を充当しております。

66 ページ・67 ページをお願いいたします。

4 款 1 項 1 目 保健衛生総務費の下段になります。保健衛生事務費 12 万 5 千円です。システムの標準化への移行に伴う経費を計上しております。

4 款 1 項 2 目 予防費のがん検診事業 6 万円です。がん患者医療用補整具助成金について、実績見込みによる不足額を計上しております。県補助金 5 万円を充当しております。

次に、一つ飛びまして、4 款 1 項 5 目 斎場管理費の斎場維持管理費 58 万 1 千円です。実績見込みにより不足する光熱水費及び修繕費を計上しております。

次に、4 款 2 項 2 目 塵芥処理費の塵芥処理事業は、4 万 5 千円の減額となっております。68 ページ・69 ページにかけましてですが、労働者派遣法への抵触を防止するため、重機オペレーター業務の委託を会計年度任用職員の任用へ変更することに伴い、節を組み替えるとともに、それに加えまして人事院勧告による会計年度任用職員の差額支給分を計上しております。

次に 2 つ飛びまして、6 款 1 項 3 目 農業振興費の農業振興事業 19 万 6 千円です。多様な農業人材支援事業において、追加申請に伴う補助金を計上しております。県補助金 9 万 8 千円を充当しております。

6 款 1 項 5 目 農地費の単県土地改良事業は、予算の組み替えです。事業の進捗に合わせて節の組み替えを行います。

70 ページ・71 ページをお願いいたします。

6 款 3 項 3 目 漁港建設費の単県漁港改良事業は、67 万 3 千円の減額です。事業費の精算により工事請負費を減額しております。

同じく 3 目 唐櫃漁港海岸整備事業 78 万 1 千円です。地元との協議を踏まえ、工法変更に伴う設計委託料を計上しております。

次に 1 つ飛びまして、7 款 1 項 2 目 商工業振興費の販路開拓支援事業 130 万円です。販路開拓支援補助金について、申請者増加に伴う補助金を計上しております。

7 款 1 項 3 目 観光費のエンジェルロード公園運営事業 20 万 4 千円です。実績見込みにより不足する駐車場の電気料を計上しております。全額使用料を充当しています。

同じく 3 目 日本遺産推進事業 46 万 2 千円です。重岩の参道修繕にかかる経費を計上しております。

72 ページ・73 ページをお願いいたします。

中段になります。8 款 2 項 1 目 道路維持費の町道維持管理費 91 万 7 千円で

す。鹿島墓地線及び下黒岩線の修繕に加えまして、小部中央線で発生しました害虫の駆除にかかる経費を計上しております。

同じく 1 目 沖之島渡船運航費 4 万 2 千円です。実績見込みにより不足する消耗品費及び修繕費を計上しております。

8 款 5 項 3 目 下水路建設費の社会資本交付金事業（都市下水路整備）は、予算の組み替えとなっております。工損調査対象者の要望を踏まえ、節の組み替えを行います。

74 ページ・75 ページをお願いいたします。

8 款 6 項 2 目 改良住宅管理費の改良住宅維持管理費 5 万 9 千円です。小海浜住宅の街灯設置工事について、工法変更に伴う工事請負費を計上しております。

次に 9 款 1 項 2 目 非常備消防費の下段になります。消防団施設維持管理費 39 万 2 千円です。実績見込みにより不足する燃料費、電気料、修繕費を計上しております。

76 ページ・77 ページをお願いいたします。

10 款 1 項 2 目 事務局費の教育総務事務費 1 万 2 千円です。人事院勧告による会計年度任用職員の差額支給分とシステムの標準化への移行に伴う経費を計上しております。

同じく 2 目 教育振興事業 3 万 1 千円です。こちらも人事院勧告による会計年度任用職員の差額支給分を計上しております。

同じく 2 目 豊島教員住宅維持管理費 8 万 9 千円です。こちらも人事院勧告による会計年度任用職員の差額支給分を計上しております。

次に 10 款 2 項 1 目 学校管理費の小学校運営事業 211 万円です。産休職員の代替職員といたしまして、講師を任用する人件費で、中学校運営事業の予算から組み替えを行います。

同じく 1 目 小学校維持管理費 225 万円です。豊島小学校での転入生の増加に伴う消耗品費のほか、実績見込みにより不足する光熱水費と修繕費を計上しております。また、土庄小学校の白蟻駆除にかかる経費も合わせて計上しております。

78 ページ・79 ページをお願いいたします。

10 款 2 項 2 目 教育振興費の教育振興事業 87 万 1 千円です。土庄小学校の校外学習に対する補助金を計上しております。全額基金繰入金を充当しております。

10 款 3 項 1 目 学校管理費の中学校運営事業は、211 万 1 千円の減額となっております。先ほど小学校運営事業の際にご説明いたしました講師を任用するための人件費を小学校運営事業に組み替えたことにより減額しております。

同じく 1 目 中学校維持管理費 133 万 5 千円です。実績見込みにより不足する

光熱水費、修繕費を計上しております。

次に、一番下段になります。10款4項2目 公民館費の公民館維持管理費 118万1千円です。80ページ・81ページにかけまして、実績見込みにより不足する電気料と修繕費を計上しております。

10款4項4目 図書館費の中央図書館維持管理費 2万8千円です。人事院勧告による会計年度任用職員の差額支給分を計上しております。

10款4項6目 大坂城残石記念公園費の大坂城残石記念公園運営事業は、予算の組み替えです。地域おこし協力隊員の人物費について、節の組み替えをしております。

10款4項7目 小豆島尾崎放哉記念館費の小豆島尾崎放哉記念館維持管理費 1万円です。人事院勧告による会計年度任用職員の差額支給分を計上しております。

次に、10款5項2目 中央学校給食センター費の中央学校給食センター運営事業 768万2千円です。物価高騰等により不足する給食材料費を計上しております。

同じく2目 中央学校給食センター維持管理費 270万5千円です。実績見込みにより不足する光熱水費、修繕費などを計上しております。

10款5項3目 体育施設費の体育施設維持管理費 43万円です。総合会館のトレーニング機器故障に伴う備品購入費を計上しております。

82ページ・83ページをお願いいたします。

11款1項1目 農地災害復旧費の農地災害復旧事業 202万2千円です。台風15号により被災しました農地1カ所の災害復旧にかかる経費を計上しております。県補助金 176万6千円、分担金 4万8千円を充当しております。

33ページに戻りまして、以上が補正予算の概要でございまして、今回の補正額は1億302万4千円の増額となりまして、補正前の予算額と合計いたしますと、110億3229万7千円となります。

次に第2条、債務負担行為の補正につきましては、40ページの第2表のとおりとなっております。

次に第3条、地方債の補正につきましては、41ページ、第3表のとおりとなつております。

続いて 87ページをお願いいたします。

議案第9号 令和7年度土庄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

第1条、歳入歳出予算の補正ですが、歳入の特定財源につきましては、歳出の際にご説明いたします。

歳出としまして、96ページ・97ページをお願いいたします。

1款1項1目 一般管理費の一般管理事業 7万7千円です。リーフレットの印刷経費を計上しております。国庫補助金、全額を充当しております。

次に、1款2項1目 賦課徴収費の賦課徴収事業 75万8千円です。システムの標準化への移行に伴う経費を計上しております。全額繰入金を充当しております。

5款3項1目 保健運営事業費の職員給与費 177万7千円です。4月以降の人事異動の反映分と人事院勧告による差額支給分を計上しております。繰入金 35万5千円を充当しております。

87ページに戻りまして、以上が補正予算の概要でございまして、今回の補正額は、261万2千円の増額となり、補正前の予算額と合計いたしますと 17億1745万6千円となります。

続いて 99 ページをお願いいたします。

議案第10号 令和7年度土庄町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

第1条、歳入歳出予算の補正ですが、歳入の特定財源につきましては、歳出の際にご説明いたします。

歳出といたしまして、110ページ・111ページをお願いいたします。

1款1項1目 一般管理費の一般管理事業 34万円です。人事院勧告による会計年度任用職員の差額支給分とシステムの標準化への移行に伴う経費のほうを計上しております。全額、一般会計繰入金を充当しております。

4款1項2目 介護予防ケアマネジメント事業費の介護予防ケアマネジメント事業 1万2千円です。人事院勧告による会計年度任用職員の差額支給分を計上しております。国庫補助金 3千円、県補助金 1千円を充当しております。

次の4款3項1目から 112 ページ・113 ページの 3 目までの各職員給与費は、正規職員における人事異動と人事院勧告による差額支給分を計上しております。

99 ページに戻りまして、以上が補正予算の概要でございまして、今回の補正額は 303万7千円の増額となり、補正前の予算額と合計いたしますと 20億1143万9千円となります。

続きまして 115 ページをお願いいたします。

議案第11号 令和7年度土庄町福祉サービス事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

第1条、歳入歳出予算の補正ですが、歳出としまして、124 ページ・125 ページをお願いいたします。

1款1項1目の介護予防支援事業費から 126 ページ・127 ページの下段 3款1項1目 障害者等居宅介護サービス事業費につきましては、4月からの人事異動の反映分と人事院勧告による正規職員、それから会計年度任用職員の差額支給

分を計上しております。

115 ページに戻りまして、以上が補正予算の概要でございまして、今回の補正額は、412 万 2 千円の増額となり、補正前の予算額と合計いたしますと 9916 万 3 千円となります。

続きまして 129 ページをお願いいたします。

議案第 12 号 令和 7 年度土庄町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）でございます。

第 1 条、歳入歳出予算の補正ですが、歳出といたしまして、138 ページ・139 ページをお願いいたします。

1 款 2 項 1 目 賦課徴収費の徴収事業 76 万 2 千円です。システムの標準化への移行に伴う経費を計上しております。

129 ページに戻りまして、以上が補正予算の概要でございまして、今回の補正額は、76 万 2 千円の増額となり、補正前の予算額と合計いたしますと 3 億 64 万 6 千円となります。

補正予算の説明につきましては、以上でございます。

○議長（濱野良一君）

総務課長 濱口浩司君。

○総務課長（濱口浩司君）

続きまして議案書の 140 ページ、審議資料 144 ページ・145 ページをご覧ください。

議案第 13 号 工事請負契約の締結についてでございます。

（社会資本整備総合交付金）町道沖之島線道路整備工事（基礎工）（第 16 工区）について、入札後審査型一般競争入札の結果、三和運送有限会社 代表取締役 末長治と 5742 万円で、工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求めるものでございます。

議案書の 141 ページ、審議資料 146 ページをご覧ください。

議案第 14 号 工事請負契約の変更についてでございます。

（社会資本整備総合交付金）町道沖之島線道路整備工事（鋼矢板工）（第 12 工区）において、計画検討の結果、実施予定であった基礎捨石工の工程の一部を次期計画へ先送りしたため、工事請負契約を変更することについて、議会の議決を求めるものでございます。

議案書の 142 ページをご覧ください。

議案第 15 号 土庄町過疎地域持続的発展計画についてでございます。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 8 条第 1 項の規定により、別冊のとおり土庄町過疎地域持続的発展計画を定めたく議会の議決を求めるものでございます。

○議長（濱野良一君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

議案書の 143 ページをご覧ください。

同意第 1 号 土庄町大鐸財産区管理会財産区管理委員の選任についてでございます。

土庄町大鐸財産区管理会財産区管理委員に 1 名の欠員が生じたため、後任として佐伯富和氏を選任いたしました、議会の同意を求めるものです。

○議長（濱野良一君）

これをもちまして、提案理由の説明を終わります。

提案理由に対する質疑（議案第 1 号～同意第 1 号）

○議長（濱野良一君）

ただ今、説明のありました議案第 1 号から同意第 1 号までの一括質疑を行います。

なお、議案第 1 号から議案第 15 号までにつきましては、常任委員会に付託する予定でありますので、委員会付託の趣旨を十分ご理解のうえ、質疑をお願いいたします。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

ないようでございますので、議案第 1 号から同意第 1 号までの全議案についての質疑は、これをもって終了いたします。

委員会付託（議案第 1 号～議案第 15 号）

○議長（濱野良一君）

ただ今、議題となっております、議案第 1 号から議案第 15 号までの各議案については、土庄町議会会議規則第 38 条第 1 項の規定により、所管の委員会に付託いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。